

宇佐市移住促進マイカー取得補助金交付要綱

令和4年3月31日
宇佐市告示第102号

改正 令和5年3月30日宇佐市告示第99号 令和6年3月27日宇佐市告示第117号

(趣旨)

第1条 この要綱は、県外からの子育て世帯を対象に交通手段を確保することにより、移住後においての安心な生活環境の向上を支援するため、自家用自動車の取得に要する経費に対して、予算の範囲内において宇佐市移住促進マイカー取得補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、宇佐市補助金等交付規則（平成17年宇佐市規則第33号。）、その他の法令の定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付要件)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 現に大分県内に住所を有していない者であって補助金の交付を申請する日前5年の間に大分県内に住所を有していなかった者又は宇佐市内に住所を有して3カ月を経過しない者であって宇佐市内に住所を有する日前5年の間に大分県内に住所を有していなかった者であること。
- (2) 転入後に18歳未満の世帯員（移住日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の者をいい、申請時点における胎児を含む。）と同居する者であること。
- (3) 転勤、出向等の職務上や大学進学等による一時的な転入者でないこと。
- (4) 転入予定の住宅の所有者等と3親等以内の親族ではないこと。
- (5) 転入後5年以上の定住並びに補助金の交付を受けて取得した車両を5年以上維持、使用することを誓約できる者であること。
- (6) 対象となる車両の購入者であり、かつ自動車検査証上の所有者及び使用者であること。ただし、所有権留保付ローンによる購入をした者にあつては、自動車検査証上の所有者が自動車会社又はローン会社であり、かつ、使用者が当該購入をした者であること。
- (7) 補助金の交付の決定を受けた日の属する年度と同一の年度内に、当該自家用自動車の取得が完了すること。
- (8) 宇佐市暴力団排除条例（平成23年宇佐市条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (9) 市区町村民税等の滞納がない者であること。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、移住を契機に新たに取得する補助対象車両（移住日を基準に、移住前1カ月から移住後3カ月以内に取得した車両とし、自動車運送事業等、業務用として使用する場合やリース物件を除く。以下同じ。）の取得に要する経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の4分の1以内で千円未満の端数を切り捨てた金額とする。ただし、1,000千円を上限とし、1世帯につき1台までとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宇佐市移住促進マイカー取得補助金交付申請書（様式第1号）に次の必要書類を添付し、市長に申請しなければならない

い。

- (1) 住民票の写し（移住後に同一の世帯を構成する者全員分）
- (2) 戸籍の附票の写し等（住民票の写しで大分県外に5年以上居住していることが確認できない場合に限る。）
- (3) 申請者及び移住後に同居予定の者（16歳未満の者を除く。）の宇佐市及び移住前の住所地における市区町村民税等の滞納のない証明書
- (4) 補助対象車両を購入する見積書または契約書など、購入価格が確認できるものの写し
- (5) 宇佐市移住促進マイカー取得補助金に関する誓約書（様式第2号）
（交付決定の通知）

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、速やかに宇佐市移住促進マイカー取得補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の審査の結果、補助金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における補助金の交付をしない場合は、前項の例によりその旨を申請者に通知する。

（完了報告）

第6条 前条第1項の規定による補助金を交付することの決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象車両の取得が完了したときは、補助金の交付決定のあった日の属する年度内に宇佐市移住促進マイカー取得補助金完了報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し（宇佐市分）
- (2) 自動車検査証の写し
- (3) 領収書等の写し
- (4) 取得車両の写真（車両ナンバーが確認できるもの。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の請求）

第7条 交付決定者が補助金の交付を受けようとするときは、宇佐市移住促進マイカー取得補助金交付請求書（第5号様式）に交付決定通知の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（管理）

第8条 補助金の交付を受けた者（以下「補助金受領者」という。）は、補助金により取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って使用しなければならない。

2 補助金受領者は、取得財産の登録の日から5年以内（以下「処分制限期間」という。）に改姓や住所または相続による所有者の変更等、交付申請書の内容を変更するときは、あらかじめ変更届出書（様式第6号）に変更内容がわかる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第9条 補助金受領者は、取得財産を処分制限期間中に市長の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してならない。

2 補助金受領者は、前項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、正当な理由があると認めたときは、

財産処分の承認を決定するとともに、当該申請者に対し財産処分承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、補助金受領者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付した補助金の一部または全部を返還させることができる。

（1）本要綱に違反した場合の返還額は、処分制限期間に対して、違反を行った日から処分制限期間の満了日までの月数（1カ月未満は切り捨て）の割合に相当する補助金額とする。

（2）虚偽申請、その他不正な方法により本補助金を受領した場合の返還額は、全額とする。

2 市長は、補助金受領者が第9条第3項の規定による承認を受けて取得財産を処分したときは、次項に定める方法により算定した額を返還させることができる。ただし、その取得財産の処分が本人の責めに帰さない事由によるものとして次の各号に該当するときは、補助金の返還を求めないものとする。

（1）災害等により財産処分した場合

（2）過失割合が50%未満の事故により財産処分した場合

（3）その他市長が特に認める場合

3 前項の規定による返還額は、処分制限期間に対して、取得財産の処分を行った日から財産処分制限期間の満了日までの月数（1カ月未満は切り捨て）の割合に相当する補助金額とする。

4 第1項及び第3項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

5 市長は、第1項及び第2項の規定により返還を求める場合は、宇佐市移住促進マイカー取得補助金返還請求書（様式第9号）により本人へ通知するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

2 この告示の施行後3年ごとに、この補助金のあり方、必要性等について必要な見直しを行うものとする。

附 則（令和5年3月30日宇佐市告示第99号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日宇佐市告示第117号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

宇佐市長

宛て

【申請者】

住 所 〒 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

宇佐市移住促進マイカー取得補助金交付申請書

宇佐市移住促進マイカー取得補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1. 交付申請額 _____ 円

2. 申請内容

申請者	フリガナ			生年月日
	氏名			年 月 日
移住前住所				
転入(予定)日		年 月 日		
車両内容	メーカー名		車名	
購入(予定)日		年 月 日		
購入金額 (申請額)		円	(円)

3. 添付書類

- (1) 住民票の写し（移住後に同一の世帯を構成する者全員分）
- (2) 戸籍の附票の写し等
- (3) 宇佐市及び移住前の住所地における市区町村民税等の滞納のない証明書
- (4) 対象車両を購入する見積書または契約書など、購入価格が確認できるものの写し
- (5) 誓約書（様式第2号）

宇佐市長

宛て

【申請者】

住 所 _____

氏 名 _____

宇佐市移住促進マイカー取得補助金に関する誓約書

宇佐市移住促進マイカー取得補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

1. 転入日から5年以上宇佐市に定住します。
2. 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。
3. 補助金交付の審査や事業完了後の定住状況等を把握するために、必要な住民登録の状況や納税状況等の情報を、宇佐市が調査することを承諾します。
4. 上記の事項に違反があったとき又は申請に事実と相違することがあったときは、宇佐市から受けた補助金を直ちに返還します。

様式第3号（第5条関係）

第 年 月 日
号

様

宇佐市長

印

宇佐市移住促進マイカー取得補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました宇佐市移住促進マイカー取得補助金について、下記のとおり交付（不交付）決定したので通知します。

記

1. 補助金の交付決定額 金 円
2. 不交付の理由（不交付の場合）

年 月 日

宇佐市長 宛て

【申請者】

住 所 〒 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

宇佐市移住促進マイカー取得補助金完了報告書

宇佐市移住促進マイカー取得が完了したので、関係書類を添えて報告します。

車 両 情 報	メーカー名		
	車 名		
	形 式	(自動車検査証に記載のもの)	
所 有 者 名	(自動車検査証に記載のもの)		
移 住 日	年	月	日
購 入 (登 録) 日	年	月	日
購 入 金 額 (補 助 金 額)	円	(円)

添付書類

- (1) 世帯全員の住民票の写し（宇佐市分）
- (2) 自動車検査証の写し
- (3) 領収書等の写し
- (4) 取得車両の写真（車両ナンバーが確認できるもの。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

宇佐市長

宛て

住 所 _____

氏 名 _____

宇佐市移住促進マイカー取得補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました宇佐市移住促進マイカー取得補助金について、宇佐市移住促進マイカー取得補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり請求します。

記

1. 補助金の請求の額 金 _____ 円
2. 添付書類 宇佐市移住促進マイカー取得補助金交付決定通知書の写し
3. 振込先

フリガナ													
口座名義													
金融機関名						支店名							
種 別	普通・当座・その他					口座番号							
株式会社 ゆうちょ銀行	記号					番号							
	店番					種別	普通 ・ 当座 ・ その他						

年 月 日

宇佐市長

宛て

【申請者】

住 所 〒 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

変 更 届 出 書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました宇佐市移住促進マイカー取得補助金について、宇佐市移住促進マイカー取得補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり届け出ます。

なお、今後も宇佐市移住促進マイカー取得補助金交付要綱を順守します。

記

車 両 情 報	メーカー名		
	車 名		
	形 式	(自動車検査証に記載のもの)	
所 有 者 名	(自動車検査証に記載のもの)		
変 更 日	年 月 日		
変 更 内 容	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 所有者（相続による） <input type="checkbox"/> その他()		
	【変更前】	【変更後】	

添付書類

変更内容を証する書類

年 月 日

宇佐市長

宛て

【申請者】

住 所 〒 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました宇佐市移住促進マイカー取得補助金について、補助金を交付された財産を処分するため、宇佐市移住促進マイカー取得補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり承認申請します。

なお、同要綱第10条第2項の規定に基づき補助金を返還請求された場合は返納します。

記

車 両 情 報	メーカー名	
	車 名	
	形 式	(自動車検査証に記載のもの)
所 有 者 名	(自動車検査証に記載のもの)	
処 分 日 (予 定)	年	月 日
処 分 の 理 由	<input type="checkbox"/> 自己都合（売却、譲渡、廃棄 等） <input type="checkbox"/> 災害 <input type="checkbox"/> 事故（過失割合： <input type="checkbox"/> 50%以上 <input type="checkbox"/> 50%未満） <input type="checkbox"/> 所有者死亡 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

添付書類

- (1) 運転免許証または住民票
- (2) 処分の理由を証する書類（災害、事故、所有者死亡の場合）

第 号
年 月 日

様

宇佐市長

印

財産処分承認通知書

年 月 日付けで承認申請のありました財産処分について、宇佐市移住促進マイカー取得補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 財産処分の日 年 月 日
2. 財産処分の理由

第 年 月 日
号

様

宇佐市長

印

宇佐市移住促進マイカー取得補助金返還請求書

年 月 日付けで財産処分承認申請のありました宇佐市移住促進マイカー取得補助金について、下記のとおり返還を求めます。

記

1. 補助金の返還額 金 円

2. 返還の理由

3. 返還額の算定